令和3年5月26日 みどり33推進担当部 公 園 緑 地 課

議会の委任による専決処分の報告 (区立公園利用者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

- 1 事故の概要

 - (2) 発生場所 世田谷公園 野球場A面バックネット裏 (世田谷区池尻一丁目5番27号)
 - (3) 相手方
 - (4) 事故内容 世田谷区が管理する野球場のバックネットに経年劣 化による隙間が生じたため、その隙間からボールが 飛び出し、顔面にぶつかり負傷した。
 - (5) 損傷の程度 右目眼底骨折
- 2 損害賠償額 93,740円 (特別区自治体総合賠償責任保険より全額補填される。)
- 3 専決処分日 令和3年5月24日



